

甲賀市ネーミングライツ導入ガイドライン

1. ガイドライン制定の趣旨

甲賀市では、企業名や商品名等の愛称を市有施設等に付与する権利を売却し、施設や事業の安定的な運営、市民サービスの向上を図るとともに、権利取得者の社会貢献や認知度向上、事業活動の促進等につなげるネーミングライツの導入を進めています。

本ガイドラインは、公民連携による地域活性化を目指すネーミングライツの導入に向け、基本的な考え方や方向性、募集・選定方法等の指針を示したものです。

2. ネーミングライツ制度について

(1) ネーミングライツの定義について

ネーミングライツは「命名権」とも呼ばれ、一般的に企業名や商品名、ブランド名等を用いた愛称を施設に付与する権利とされています。本市においては、市が所有する施設等に愛称を命名する権利をネーミングライツとして定義します。

なお、ネーミングライツは、あくまでも愛称を付与するもので、市条例に定めている正式名称を変更するものではありません。

また、市とネーミングライツ事業に係る契約を締結した民間事業者等を、本市では「ネーミングライツパートナー」と呼ぶこととします。

(2) ネーミングライツ導入の効果

ネーミングライツを導入することにより以下の効果が期待されます。

①ネーミングライツパートナーにとって

- ・愛称が市民やメディアに発信されることで、企業名や商品名の認知度向上につながります。
- ・公的な施設等に愛称が付与されることで、地域社会における信頼感の醸成につながります。

②市、市民にとって

- ・ネーミングライツの対価の活用により、施設等の持続的な運営や利用者へのサービス・利便性の向上につながります。
- ・ネーミングライツパートナーからの提案による施設等の魅力度向上につながります。

3. 対象施設等

企業名や商品名等を冠した愛称を付すことに支障がなく、ネーミングライツの導入により広告効果が見込める市有施設及び市が実施する事業やイベントを対象とします。

なお、市庁舎や小中学校等、公共施設の性格上愛称を付するのが適当でないと判断されるもの、及び既に愛称が付けられている公共施設等については対象外とします。

4. 愛称の条件

(1) 市民に親しまれ、かつ、施設の設置目的にふさわしい愛称であることとします。ただし、甲賀市広告掲載要綱第3条に該当する愛称は使用することはできないこととします。

(2) 特定の地名を含める等、募集要項において別途条件を定める場合があります。

(3) 商標権のある名称を命名しようとする場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。

- (4) 愛称が定着するまでの期間、正式名称を併記することがあります。
- (5) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内において愛称の変更はしないものとします。
ただし、やむをえない理由により愛称を変更する場合は、本市とネーミングライツパートナーが協議の上、その可否を決定するものとします。
- (6) 屋外で公衆に対して設置する看板等は屋外広告物に該当するため、計画段階で事前に担当課へ協議するものとします。

(参考) 甲賀市広告掲載要綱

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題の主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽の内容又は事実の異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるもの等、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市有資産の性質等に照らして広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

5. ネーミングライツパートナー選定までの流れ

ネーミングライツの募集は、原則公募型プロポーザル方式により実施するものとし、各所管部局において対象施設等毎に必要な募集要項を定め、本市ホームページ等により広く募集します。

また、ネーミングライツ導入の妥当性の判断にあたっては、必要に応じて、市民意見の聴取等を行うこととします。

ネーミングライツ導入の事務は、以下の流れで各所管部局が行います。

- ① 対象施設の選定
- ② 募集条件の設定
- ③ ネーミングライツパートナーの募集
- ④ 審査
- ⑤ 契約相手方の決定と契約締結
- ⑥ 愛称の使用開始

6. 契約期間

契約期間は施設については原則として3年以上、市が実施する事業やイベントは協議により決定します。なお、指定管理者制度導入施設については、指定期間を考慮した期間の

設定とします。

また、契約期間終了後に改めて募集を行う場合は、契約期間満了１年前から６か月前までは、現契約者であるネーミングライツパートナーが優先交渉できることとします。その間に契約更新の合意に至った場合には公募しないことがあります。

7. ネーミングライツ料

(1) 希望金額

各施設等のネーミングライツ料の希望金額は、原則として他団体における類似の事例や、利用者数、イベント開催数、メディアへの露出度等を勘案して算定します。ただし、これは目安となる金額であり、希望額を下回る額による応募も可能とします。その場合、ネーミングライツ料の決定については審査過程で総合的に判断します。

(2) ネーミングライツ料の用途

ネーミングライツ料は、基本的に特定財源として、その施設等の維持管理・運営経費等に充てることとします。

8. 応募資格

以下のいずれかに該当する者並びに甲賀市広告掲載基準第2条に規定する業種及び事業主は応募できないこととします。なお、各施設等の性格等に応じて、募集要項に応募できない者を追加する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める欠格者でないこと及び同条第2項の規定により一般競争入札に参加することを停止されている者
- (2) 役員等（応募等有資格者が法人である場合はその役員を、その他の団体については法人の役員と同様の責任を有する代表者及び理事等を、個人事業主である場合はその者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年 法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められる者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (4) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員である者
- (8) 法令等により許認可が必要な事業であるにも関わらず、その許認可を受けていない者
- (9) 社会的な問題を起こしている又はそのおそれがある者
- (10) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者

- (11) 市から入札参加停止等の行政処分を受けている者
- (12) 国税又は地方税を滞納している者
- (13) 政党その他の政治団体
- (14) 宗教団体
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

(参考) 甲賀市広告事業掲載基準

第2条 次の各号に掲げる業種又は事業主の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこ
- (4) ギャンブルに係るもの
- (5) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めない医療類似行為を行う施設
- (7) 興信所・探偵事務所等
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正の手続中の事業者
- (9) 各種法令に違反しているもの
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされないもの
- (11) 暴力団及び暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (12) 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する規制等に関する法律（平成15年法律第83号）」に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (13) 甲賀市建設工事等指名競争入札参加者の資格及び指名停止基準（平成16年告示第17号）に基づく指名停止を受けている者
- (14) その他市有財産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

9. 選定手続き

募集期間内に応募があった場合、選定委員会を設置し、選定基準に沿って総合的に審査し、選定候補者及び契約交渉の順位を決定します。著しく点数の低い審査項目がある場合等、適当でないと認められる場合は候補者を選定しない場合もあります。

10. 審査項目等

以下の視点で審査項目を定め、選定委員会で審査します。

- (1) 愛称
 - ・施設等にふさわしいか
 - ・市民に親しまれやすいか
 - ・呼びやすくわかりやすいか 等
- (2) 提案額
 - ・希望金額との比較 等

(3) 契約期間

- ・期間の長さ 等

(4) 提案

- ・施設等の魅力や利便性の向上につながるか
- ・市民サービスを高めるための提案があるか
- ・提案の具体性、実現可能性 等

(5) 信頼性

- ・経営状況の健全性 等

(6) 地域社会への貢献度

- ・地域社会への貢献実績 等

1.1. ネーミングライツパートナーの決定及び公表

第1順位の選定候補者と契約内容について協議し合意した場合は、ネーミングライツパートナーとして決定し、契約を締結します。契約を締結した場合は、市は速やかにネーミングライツパートナー名、施設等の愛称、ネーミングライツの対価、契約期間、その他双方が協議して合意した契約内容について、市ホームページや報道機関への情報提供等により公表することとします。

なお、第1順位の選定候補者と協議が整わず合意に至らなかった場合は、順次、次点候補者と契約の締結に向け協議を行うものとします。

1.2. ネーミングライツパートナーの特典

市は、ネーミングライツパートナーに対し、それぞれの施設等毎にネーミングライツ以外の特典や優先して対応する内容等を付与することができます。

特典を検討する際には、愛称の普及だけでなく、企業や商品を紹介する機会等についても検討し、ネーミングライツ導入による効果を高めるよう努めるものとします。

1.3. ネーミングライツによる愛称の設定に伴う費用分担

本市とネーミングライツパートナーの費用負担は次表のとおりとします。ネーミングライツパートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料とは別に負担する必要があります。

区分	市	ネーミングライツ パートナー
敷地内の看板等の表示変更		○
敷地外の看板等の表示変更 (道路案内表示含む)		○
契約期間終了後の原状回復		○
新たに発行するパンフレット等の印刷物や、ホームページ等の表示変更	○ (印刷物の作成者、ホームページ等の管理者)	

看板や道路案内表示等は、関係機関と協議の上、可能なものについて行います。

印刷物については残部数や改定時期を踏まえ、変更時期を決定するものとします。

Ⅰ 4. 契約の解除

ネーミングライツパートナーの決定後、申込内容や提案内容において虚偽や事実と異なる内容等が判明したとき、ネーミングライツパートナーの要件を欠くこととなったとき、又は要件を欠くことが明らかになった場合、社会的信用を損なう行為等により市や当該施設等のイメージが損なわれる場合、指定された納期までにネーミングライツ料が支払われない場合等、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、市は決定の取り消し又は契約期間の満了を待たずに契約の解除をすることができることとします。

この場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

Ⅰ 5. リスク負担

ネーミングライツパートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合は、ネーミングライツパートナーがその負担を負うものとします。その他、定めのないリスクが生じた場合の負担は、本市とネーミングライツパートナーが協議の上、決定するものとします。

Ⅰ 6. 指定管理者制度等導入施設にかかる留意点

導入対象施設等が指定管理者制度等導入施設の場合は、指定管理者制度等の趣旨を鑑みながら、管理運営受託団体の不利益とならないよう、次の点に留意することとします。

(1) 導入対象施設等の決定

導入対象施設等が指定管理者制度等導入施設の場合、市は、ネーミングライツの導入に関して管理運営受託団体から意見や要望等を聴取したうえ、導入の可否を決定することとします。

(2) 優先交渉権者への選定

導入対象施設等が指定管理者制度等導入施設の場合、市はネーミングライツの導入に関して管理運営受託団体と事前に協議を行い、応募の意思がある場合については、管理運営受託団体を優先交渉権者として決定できることとします。また、応募の意思がない場合については、公募によりネーミングライツパートナーを募集できることとします。

(3) 費用負担

現管理運営受託団体がネーミングライツパートナーを兼ねる場合については、ネーミングライツ料は、指定管理にかかる管理経費とみなさないこととします。

(4) その他

ネーミングライツが導入された場合においては、ネーミングライツパートナー、管理運営受託団体及び市の３者は、ネーミングライツ導入の目的を達成するために、相互に協力し良好な関係を保持するよう努めることとします。

Ⅰ 7. 適用時期

このガイドラインは、令和7年9月1日から施行します。